

## 只木ゼミ前期第3問検察反対尋問レジュメ

文責：2班

1. 弁護レジュメ1頁19行目にて「考慮要素が相対化されてしまい、恣意的な判断がなされてし

5 まう可能性がある」とあるがその根拠は何か。

また、2頁9行目にて「積極的加害意思等を考慮し」とあるがこれは様々な要素を考慮することとはならないのか。

2. 弁護レジュメ1頁30行目にて $\varepsilon$ 説を検討する際に「全体として因果性を強く有しているかどうかを検討し、一連の行為といえるかどうか」を重視しているが、なぜ $\delta$ 説を選択する際に同様10の基準を重視しないのか。

3. 弁護レジュメ2頁脚注4及び5で挙げられた判例は、いずれも侵害の予期と急迫性の関係について論じているが、これらの判例と自招侵害の問題をどのように関連付けているのか。

以上